政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について(契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第2号の規定により公表する。

平成27年3月 25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 随意契約する内容
 - (1) 調達物品(役務)名 七尾児童相談所屋内外清掃管理
 - (2) 調達物品(役務)の規格・数量等トイレ清掃(週1回)、除草作業(年2回)、樹木剪定(年1回)、樹木消毒(年1回)
 - (3) 納入期限(履行期間) 平成27年4月1日(水)~平成28年3月31日(木)
 - (4) 発注所属及び納入場所

住 所:七尾市古府町そ部8番地1 所 属:石川県七尾児童相談所

連絡先: TEL 0767-53-0811、FAX 0767-53-3669

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)を行う施設に指定されている施設であること。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

- 3 契約相手方の決定方法
 - (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
 - (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。
- 4 見積書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

平成27年3月27日(金) 午前10時

(2) 提出先

住 所:七尾市古府町そ部8番地1 所 属:石川県七尾児童相談所

連絡先: TEL 0767-53-0811、FAX 0767-53-3669